



# 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 千葉 (22) 7202 番

91.1.21 No. 3336

# 2月中・下旬を山にストライクを辞さず闘い抜こう!

## 木戸君組合脱退強要中労委審問 馬脚をあらわす当局側証人!

一月一七日、中央労働委員会において、千葉運輸区支部木戸組合員に対する脱退強要事件再審査申立事件の第一回審問が行われた。

この日の審問は、JR当局が中労委に申請した証人三名(雨宮勝男JR本社人事部勤務担当課長、福島清千葉運輸区助役、そして脱退強要の直接の首謀者とも言える河野浩一前千葉支社車務課長(現本社運輸車両部運用課勤務)の尋問がJR組合双方から行われた。しかしながら、今回の審問は、当局側から証人申請をおこなながら地労委段階で当局側が立証した以上の立証は全くな

く、そればかりか地労委段階において明らかにした動労千葉敵視政策をなんとか覆いかくそうというストーリーをつくりあげるために、地労委で認定した事実知らぬ存せぬをきめこむためにヤツキとなっていたのである。

だが、動労千葉弁護団の鋭い追求によって、動労千葉―国労を徹底的に敵視している現状、そして本件で最大の焦点となっている「出向から帰任する際の面談における脱退強要」がはしなくも明らかとなったのである。

雨宮証人は、JR移行後JR東では一四〇件もの不当労働行為事件が多発(JR全体で二五〇件)し、自らの職務が労働委員会対策のために設けられた担当課長であること、その多くの不当労働行為事件の内五八件の地労委救済命令が出されているにもかかわらず、一件たりとも命令を守っていない事実。そして命令を守らないという違法行為は、当然だと聞き直っている事実が次々と証人の口から明らかになった。

福島証人は、JR側尋問の際に、木戸組合員への「面談」の際に「組合」のくも河野車務課長はふれなかったと言いつつ、尋問では「本人の同意なき出向攻撃に対し、ストも辞さず闘う」と動労千葉が主張していたこと、にふれ、「ストライキをやるうとしていた者がいる(ストライキは個人でやれるものではなく、組合の方針として行うことは当たり前!)」と決定的証言をし、河野は地労委命令の事実認定をこまかすために必死となっていたのである。

いよいよ、本件脱退強要事件も中労委での立証の山場に入る。次の審問では組合側証人を立て、JR当局の動労千葉根絶攻撃の実態、本件事件の事実を全面的に暴くことになる。木戸君の勇気ある決起を全体で包みこみ、早期救済命令をかちとろう! (今回は二月一八日)

### 第三回拡大支部 代表者△云議開催

一月一六日、第三回拡大支部代表者会議が開催され、①九一・三ダイ改合理化―業務移管阻止闘争、②清算事業団闘争、③中江船橋市議選闘争の「三大闘争」を組織の総力をあげて闘い抜く方針を確認した。

一月一六日、第三回拡大支部代表者会議が開催され、①九一・三ダイ改合理化―業務移管阻止闘争、②清算事業団闘争、③中江船橋市議選闘争の「三大闘争」を組織の総力をあげて闘い抜く方針を確認した。

一月一八日、九〇・三ストライキに対するスト妨害の中止、そのスト時における不参・否認の勤務認定と一四一名の不当処分撤回を求めた、九〇・三スト支配介入救済申立事件の第一回審問が千葉地労委において行われた。

### スト支配介入地労委ひらかる!

第一回の審問で証言に当たったのは中野委員長である。中野委員長は、動労千葉分離独立の経過と国鉄―JR当局による動労千葉敵視政策や、当局

が本件スト妨害の唯一の根拠としている、八九年一二・五スト、九〇年一・一八ストのJR当局の対応と動労千葉の対応策を中心とした不当攻撃を全面的に暴き出した。そうした証言に、スト妨害を正当化するためにヤツキとなっている当局は、にがむしをつぶしたような顔に終始していたのである。

次回、本件の最大の争点となる九〇年三・一八ストが何故戦術拡大

**1、31集会へ!**  
故大須賀昭男さん追悼  
91・3ダイ改合理化―業務移管阻止  
期日 1月31日(木) 18時  
場所 千葉市民会館小ホール  
全力で結集しよう!